

京都市告示第717号

京都市京町家の保全及び継承に関する条例第17条第1項の規定により、以下の所在地にある京町家を重要京町家に指定しましたので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和5年3月24日

京都市長 門川 大作

重要京町家の所在地

所 在 地
京都市北区紫野上柏野町12番地の2及び12番地の3
京都市北区紫野下築山町15番地
京都市北区出雲路俵町35番地の1
京都市上京区上立売通浄福寺西入二丁目下る姥ヶ榎木町848番地
京都市上京区智恵光院通寺之内半丁下る新美濃部町167番地
京都市上京区寺之内通大宮一丁西入下る聖天町5番地
京都市上京区笹屋町通千本東入笹屋町三丁目607番地
京都市上京区五辻通大宮西入五辻町82番地
京都市上京区黒門通中立売上る飛弾殿町170番地の1
京都市上京区大宮通一条下る東側庇町187番地の14、187番地の15及び187番地の16
京都市上京区松屋町通榎木町上る二丁目635番地
京都市上京区竹屋町通千本東入主税町1125番地及び同区下立売通千本東入下る中務町936番地
京都市中京区夷川通油小路東入東夷川町628番地
京都市中京区西洞院通姉小路下る姉西洞院町547番地の1
京都市中京区木屋町通二条下る上樵木町497番地の1及び498番地の1
京都市中京区西ノ京池ノ内町19番地の2
京都市中京区壬生松原町9番地の1
京都市東山区宮川筋四条下る宮川筋一丁目219番地

所 在 地
京都市東山区宮川筋四条下る宮川筋四丁目304番地の2
京都市東山区松原通清水寺門前清水一丁目287番地の27
京都市下京区高辻通大宮西入坊門町835番地の1 (一部)
京都市下京区油小路通綾小路下る風早町587番地
京都市下京区高辻通西洞院東入下る菊屋町742番地
京都市下京区富小路通綾小路下る塗師屋町89番地 (一部)
京都市下京区西木屋町通四条下る船頭町184番地及び185番地
京都市下京区若宮通六条下る若宮町543番地
京都市下京区西高瀬川筋五条下る平居町23番地
京都市下京区朱雀北ノ口町27番地
京都市下京区西七条南衣田町1番地の1及び2番地
京都市右京区嵯峨野宮ノ元町3番地の1
京都市右京区山ノ内中畑町50番地の1及び51番地の1
京都市右京区山ノ内北ノ口町8番地の2
京都市右京区西京極河原町2番地
京都市右京区西京極河原町5番地
京都市右京区嵯峨積迦堂大門町17番地
京都市右京区嵯峨積迦堂大門町26番地の1 (一部)
京都市右京区嵯峨天龍寺北造路町48番地の2 (一部)
京都市右京区嵯峨天龍寺造路町19番地の4
京都市右京区嵯峨天龍寺造路町20番地の24
京都市右京区御室小松野町28番地の1 (一部)
京都市右京区谷口園町19番地及び20番地
京都市西京区檜原宇治井町1番地及び2番地
京都市伏見区丹波橋町895番地
京都市伏見区京町二丁目235番地
京都市伏見区深草稻荷榎木橋町9番地

所 在 地

京都市伏見区深草直違橋七丁目257番地及び258番地

(都市計画局まち再生・創造推進室)